情報機器を用いた診療に係わる掲示

＊当院では「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（厚生労働省）を遵守し、オンライン診療を実施しています。
なお当院では、以下の医師と形式のみに限定して実施いたします。

・担当医師：在宅診療部 中村医師
・形　　式：訪問看護師の撮影を介した診療

＊情報通信機器を用いた診療の初診の場合には麻薬及び向精神薬を処方しません。

＊情報通信機器を用いた診療の可否は、医師が医学的な観点から判断いたしますので、全ての患者さんが適応となるもではありません。
ご理解の程よろしくお願いいたします。

シャローム病院

2026.4.1